

日本の発明奨励について

特 許 庁

(社) 発明協会アジア太平洋工業所有権センター

目 次

I. はじめに	1
II. 制度の流れ	2
1. 日本の特許制度	2
2. 日本の知的財産権制度	3
III. 研究・技術開発の推進体制	7
1. 科学技術の振興	7
2. 研究・開発環境の整備	12
3. 知的財産システムの構築	14
IV. 研究者・技術開発者に対する顕彰	17
1. 顕彰制度	17
2. 研究・技術開発に携わる者に対する表彰	20

I.はじめに

新たな技術の開発は、生産性の向上、新たな産業分野の創出、それに伴う雇用機会の拡大、さらには生活の利便性の向上など、経済社会・市民生活の向上、発展に多様な効果をもたらすことは周知されていることであり、それに対して大きな期待が寄せられているところである。技術開発成果は、知的財産権であり、その基本となる技術は「特許権」が設定されるなど、研究・技術開発成果は産業財産権として権利化され、開発者あるいはその権利を有する者が優先的に利用できるものとなる。

そのため、技術開発に対しては、経済・産業界のみならず、各国政府及び国際機関においてもその重要性が認識されており、国際的な政策課題として議論がなされているところである。我が国においても、国際的な連携・協調を基本とした知的財産に関する法制度の整備を進めるとともに、技術開発を推進するための産学官連携による新技術開発の推進、大学発ベンチャーの育成・推進、休眠特許の活用の推進などの新たな制度を構築し、積極的に取り組んでいるところである。

しかしながら、技術開発は、制度によって生み出されるものではなく、開発者・技術者の知と努力の結晶によって生み出されるものであり、制度はそれを推進するための環境である。

優れた技術開発成果を持続して創出していくためには、研究開発に関わる助成費等の財政的な環境を拡充するだけでなく、開発者・技術者が研究開発に対する意欲を増大させ、その意欲を維持できる社会的な環境を醸成していくことが肝要である。

なお、本資料の作成にあたっては、内閣府、文部科学省、(社)発明協会、(財)新技術開発財団他の関係機関の資料、ホームページ等を参照、一部引用している。

Ⅱ．制度の流れ

1．日本の特許制度

日本の特許制度は、1885年（明治18年）専売特許条例が公布されたことに始まる。これは、他の法律、制度と同様に欧米の特許制度を模範として作られた制度で日本人を対象とした制度である。

これは、当時、世界的には欧米列強の植民地政策、国内的には江戸時代末期に鎖国から開国への大きな方針転換、さらに江戸幕府から明治政府へと政権が交代した。このような状況の中にあって、明治政府は「富国強兵」「殖産興業」を国家の基本方針とし、国家の基盤である経済力の向上を図るため構築した制度である。

日本は、1899年パリ条約（1883年成立）に加盟し、外国人にも開かれた国際的な特許制度とし、その後、数次にわたる法・制度の改正を経て、今日に至っている。

経 緯

- 1871年（明治4年） 専売略規則（翌年 施行中止）
- 1885年（明治18年） 専売特許条例
（特許第1号：明治18年7月1日東京府 堀田瑞松「堀田式鍍止塗料とその塗法」）
- 1905年（明治38年） 実用新案法（以後、数次の改正）
- 1921年（大正10年） 特許法改正
（先発明主義から先願主義へ、現行特許法の基礎）
- 1959年（昭和34年） 特許法改正
（全面的に改正、平成6年に公告制度の廃止、英語出願の受付開始など）

関係法

- 1888年（明治21年） 意匠条例
（以後、数次の改正、昭和34年の全部改正により現行意匠法）
（意匠第1号：明治22年、栃木県足利市 須永由兵衛による織物縞）
- 1884年（明治17年） 商標条例
（以後、数次の改正、昭和34年の全部改正により現行商標法）
（商標第1号：明治18年、京都府 平井祐喜による膏薬丸薬）

2. 日本の知的財産権制度

日本の知的財産権については、知的財産戦略大綱策定と知的財産基本法を核として、特許法（特許権）、実用新案法（実用新案権）、意匠法（意匠権）及び商標法（商標権）の産業財産権に適用される法律があり、さらに、著作権に関する著作権法等の知的財産に関する法律が施行され、内閣総理大臣を本部長に、閣僚、経済界を含めた有識者から構成される知的財産戦略本部の下、産学官が協力し、関係機関が連携して、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進している。

これらの法制度は、経済・産業活動のグローバル化とそれに伴う研究開発の国際化・グローバル化に対応し、その成果としてもたらされるイノベーションの効果的な活用を図るため、新たな経済社会に対応した適切な知的財産制度とするためのチェック&レビューの下、効果的・合理的な制度構築を図っている。

また、1990年代以降の急速なIT技術の進展、世界的な模倣品、海賊版等の知的財産に対する違法行為に対応するため、世界知的所有権機構（WIPO）、知的財産に関する各種の条約への加盟等を通して国際的な連携を図っている。

日本の知的財産制度（概念）

知的財産立国

- ・ 国民生活の向上 ← ・ 産業競争力の低下（国際化への対応）
- ・ 経済・社会の発展 ← ・ 知的創造サイクルの確立（新たな知的成果の創出・保護・活用）

↑

知的財産戦略大綱

←

知的財産戦略会議

- ・ 創造戦略
- ・ 保護戦略
- ・ 活用戦略
- ・ 知的基礎充実戦略
- ・ 国際競争力強化
- ・ 経済の活性化
- ・ 国際性の確保

↓

◎ 知的財産基本法

- ・ 知的財産による経済社会の実現
- ・ 知的財産の創造・保護・活用

○ 知的財産戦略本部

- ・ 知的財産戦略の集中・計画的推進：知的財産推進計画の策定

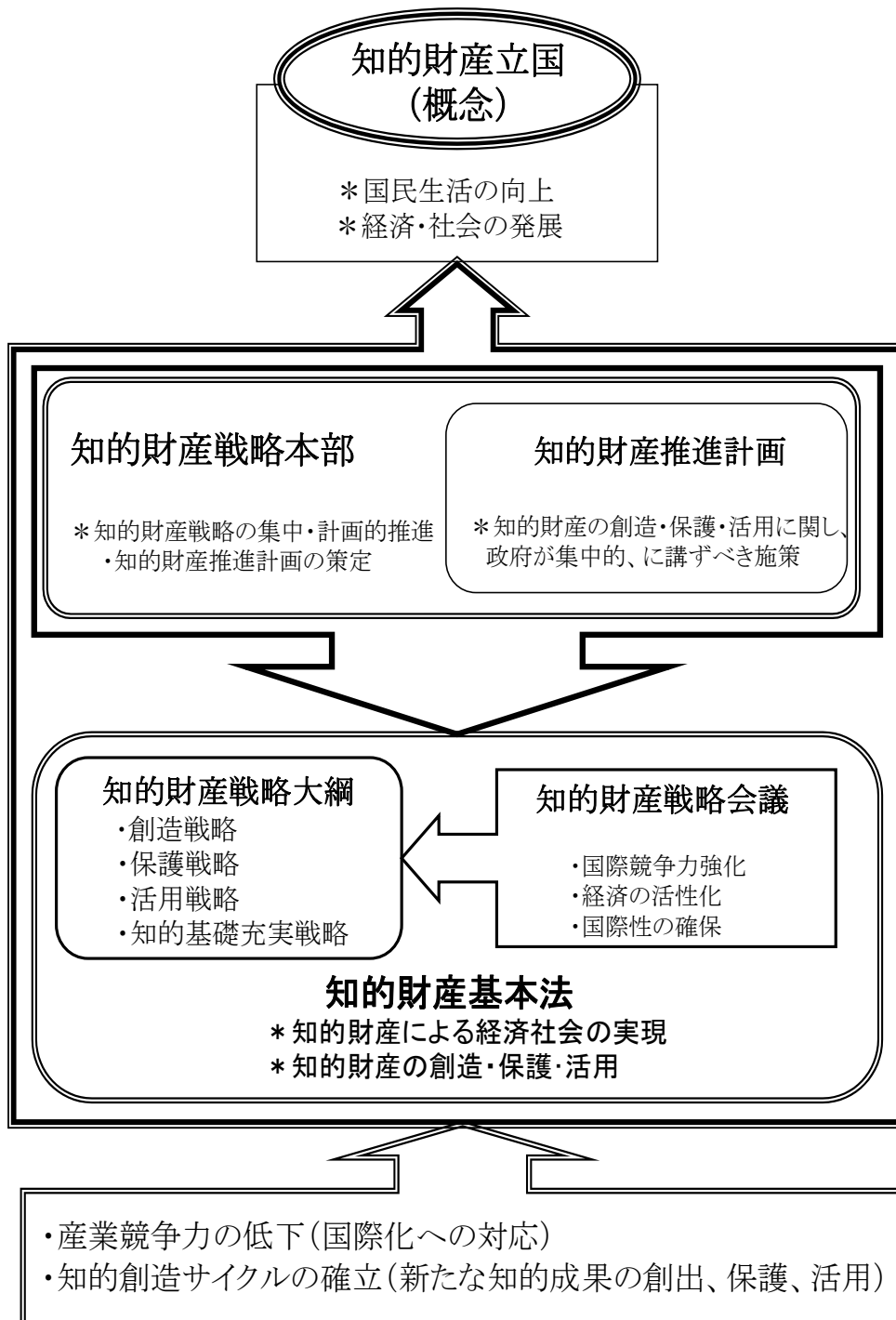
○ 知的財産推進計画

- ・ 知的財産の創造・保護・活用に関し、政府が集中的、計画的に講ずべき施策

〔 関係法令 〕

- ・ 特許法
- ・ 実用新案法
- ・ 意匠法
- ・ 商標法
- ・ 著作権法

等の関係する法令について、必要な改正・整備



最近の知的財産権に関する動き

1975年（昭和50年）	世界知的所有権機関加盟
1978年（昭和53年）	特許協力条約に基づく国際出願開始
1990年（平成2年）	世界初の電子出願受付開始
1997年（平成9年）	商標法条約加盟
1998年（平成10年）	パソコン電子出願受付開始
2000年（平成12年）	意匠・商標・審判（審査）手続の電子化 マドリッド協定議定書加入
2001年（平成13年）	工業所有権総合情報館独立行政法人化
2002年（平成14年）	知的財産戦略大綱策定 知的財産基本法成立
2003年（平成15年）	知的財産戦略本部発足 知的財産推進計画策定

Ⅲ. 研究・技術開発の推進体制

1. 科学技術の振興

日本における新技術、革新技术の創出に向けた取り組みは、「世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的発展に貢献するとともに、真に豊かな生活の実現とその基盤たる社会・経済の一段の飛躍を期するため」科学技術創造立国を目指し、長期的視野に立って体系的かつ一貫した科学技術政策を実行するため、「**科学技術振興のための方針**」、「**国及び地方公共団体の責務**」、「**科学技術基本計画を作成**」、「**国が講ずべき施策**」等を定めた「科学技術基本法」が平成7年に制定され、総合科学技術会議が審議し、閣議決定された「科学技術基本計画」に基づき、科学技術の振興を図っている。

科学技術基本計画においては、基本計画の期間を1期5年としており、第1期ではポストドクターへの支援強化、第2期では投資の重点分野の設定等戦略的重点化と産学官連携の強化等科学技術システムの改革などの政策的必要性にあわせて重点的な政策を設定し、第1期では17兆円、第2期基では24兆円の投資総額を掲げることで、予算科学技術予算は他の政策経費に比べて高い伸びを確保し、効果的な政策の推進に努めてきた。

平成18年度からの第3期基本計画においては、「(1) 社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」、「(2) 人材育成と競争的環境の重視 ～ モノから人へ、機関における個人の重視」の基本姿勢と、第2期基本計画の3つの理念を基本的に継承しながら、具体的でわかりやすい6つの大目標、12の中目標を政策目標として設定し、推進している。

科学技術創造立国（概念）

- 科学技術の進歩、人類社会の持続的発展
- 豊かな生活の実現、社会・経済の飛躍的進展

↑

〈 新技術、革新技术の創出 〉

◎ 科学技術基本法

- ・ 科学技術振興のための方針（イ 研究者等の創造性の発揮 ロ 基礎研究、応用研究及び開発研究の調和ある発展 ハ 科学技術と人間、社会及び自然との調和等）
- ・ 政府は、決定した科学技術基本計画について、必要な資金の確保を図るため、必要な措置を講ずるよう努める
- ・ 国が講ずべき施策（イ 多様な研究開発の均衡のとれた推進、ロ 研究者等の養成確保、ハ 研究施設・設備の整備 ニ 研究開発に係る情報化の推進 ホ 研究交流の促進等）

○ 総合科学技術会議

- ・ 科学技術振興施策を総合的、計画的に推進するための科学技術基本計画について、責任をもって作成と実行

○ 科学技術基本計画

- ・ 政府が、総合科学技術会議の議を経て、長期的視野に立った体系的かつ一貫した科学技術政策を実行するために策定

科学技術創造立国 (概念)

- * 科学技術の進歩、人類社会の持続的発展
- * 豊かな生活の実現、社会・経済の飛躍的進展

新技術、確信技術の創出

科学技術基本計画

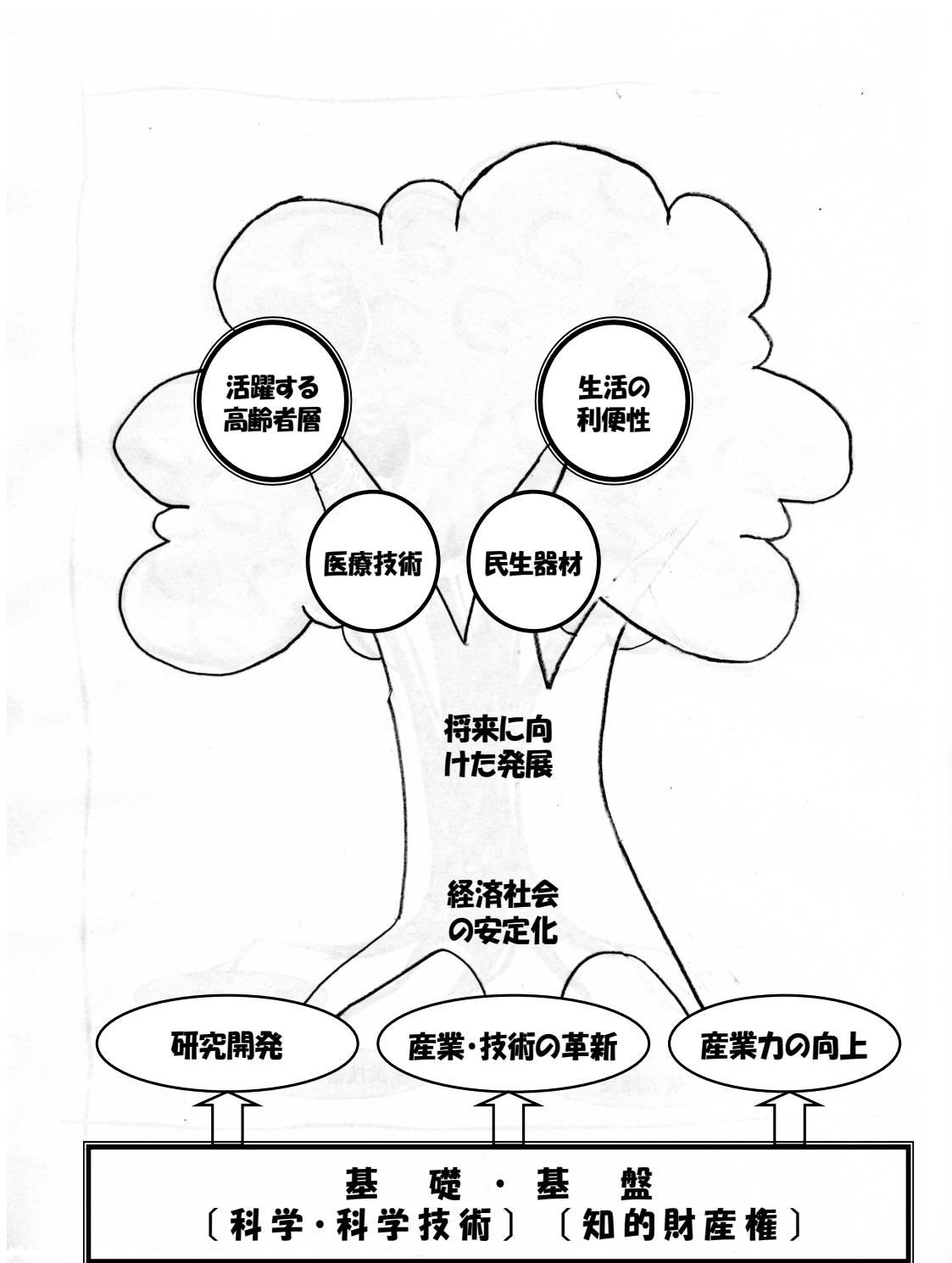
政府が、総合科学技術会議の議を経て、長期的視野に立った体系的かつ一貫した科学技術政策を実行するために策定

総合科学技術会議

科学技術進行施策を総合的、計画的に推進するための科学技術基本計画について、責任を持って作成と実行

科学技術基本法

- * 科学技術振興のための方針
(イ 研究者等の創造性の発揮 ロ 基礎研究、応用研究及び開発研究の調和ある発展 ハ 科学技術と人間、社会及び自然との調和等)
- * 政府は、決定した科学技術基本計画について、必要な資金の確保を図るため、必要な措置を講ずるよう務める
- * 国が講ずべき施策
(イ 多様な研究開発の均衡のとれた推進 ロ 研究者等の要請確保 ハ 研究施設・設備の整備 ニ 研究開発に係る情報化の推進 ホ 研究交流の促進等)



第3期科学技術基本計画(概要)

◎ 基本理念

○ 基本姿勢

- (1) 社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術
- (2) 人材育成と競争的環境の重視

○ 科学技術の政策目標の明確化

目標を明確にするため、3つの基本理念の下に具体的政策目標を設定

- ①飛躍知の発見・発明、②科学技術の限界突破、③環境と経済の両立、④イノベーター日本、⑤生涯はつらつ生活、⑥安全が誇りとなる国

◎ 科学技術の戦略的重点化

○ 基礎研究の推進

- ・多様性と継続性の確保

○ 政策課題対応型研究開発における重点化

- ・分野別推進戦略に基づき、重点推進4分野、推進4分野の実現を図る

◎ 科学技術システム改革

○ 人材の育成、確保、活躍の促進

○ 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出

○ 科学技術振興のための基盤の強化

○ 国際活動の戦略的推進

◎ 社会・国民に支持される科学技術

- 倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組
- 説明責任と情報発信の強化
- 国民意識の醸成
- 国民の参加

◎ 総合科学技術会議の役割

- 司令塔機能の強化
 - ・政府研究開発の効果的・効率的推進
 - ・制度・運用上の隘路の解消

〈 総合科学技術会議について 〉

総合科学技術会議は、「重要政策に関する会議」の1つとして内閣府設置法に基づき設置され、内閣総理大臣のリーダーシップの下、日本の科学技術政策の推進のための司令塔として、総合的かつ基本的な政策の企画立案及び総合調整を担っており、「まとめ役」として科学技術政策担当大臣が任命されている。

2. 研究・開発環境の整備

今日の研究・開発は、いずれの分野においても世界的な競争の中、急激な速度で進展しており、研究者、技術者が洗練された新たな視点から意欲を持って研究・開発に取り組み、レベルの高い成果を持続して創出可能とするための研究・開発環境の整備が重要である。

日本は、科学技術分野の研究・技術開発において先導的役割を担ってきたところであり、ひいてはその成果が産業分野の技術的な発展と経済社会の進展を促し、国民生活の向上とともに、国際社会における責務の遂行に寄与してきたところである。

日本は、近年の知的財産に関する国際情勢の中で、日本発の高いレベルの知的成果を創出し、経済社会・国民生活の向上に寄与し、国際社会に貢献していくため、科学技術の基礎・基盤的分野、政策的課題・基幹技術に関わる研究・技術開発を効果的・効率的に推進するため、客観性の高い評価システム、競争的資金の創設、産学官の有機的連携等の研究・開発環境の整備に努めている。

研究・技術開発に関わる施策（例）

○科学技術・学術関係人材の養成・確保について

科学技術創造立国の実現に向けて、我が国全体の研究開発力や国際競争力を維持・向上させるとともに、安全・安心で質の高い生活環境を構築するため、研究・技術開発等の科学技術・学術活動の基盤となる人材の養成・確保を図り、初等中等教育段階から、大学学部、大学院、社会人に至るまで、連続性を持った取組を総合的に推進

○研究開発評価

研究開発評価は、研究開発の質を高め、その成果を国民に還元していく上で重要な役割を担うものである。評価により、新しい学問や研究の領域を拓く研究開発、国際的に高い水準にある研究開発、社会・経済の発展に貢献できる研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進

○研究施設共用に対する取組

大学や独立行政法人等の研究機関が有する研究施設の共用（広範な分野における幅広い利用）を促進し、イノベーションにつながる成果を創出するため、「先端研究施設共用イノベーション創出事業」を整備

○日本ブランドの創出（絶えざる価値創造と世界への発信）

我が国の中長期的な発展のためには、技術やビジネスモデルの革新を通じて、新たな商品やサービスを生み出し、これらに体化された価値観やライフスタイルを国際社会に向かって提案していくことが不可欠。このため、以下のような政策課題に取り組む。

- (1) 人材や技術への投資と知的財産の保護（価値創造基盤への投資）
- (2) 我が国の強みを活かした産業群の重点的な育成
- (3) 中小企業の活性化、地域経済の再生
- (4) アジア経済圏の構築等戦略的な通商政策の展開

○高信頼性社会の構築（創造的事業活動を支える社会システムの再構築）

自由闊達な事業活動やイノベーションのためには、その基盤である社会システムが柔軟かつ透明であり、安全・安心で高い信頼性を有するものであることが必要。こうした「高信頼性社会」の構築に向けて、以下のような政策課題に取り組む。

- (1) 柔軟で強靱なエネルギー需給構造の構築と環境問題への積極的対応
- (2) 企業制度改革、IT利活用、市場ルール整備等コーポレートシステムの改革
- (3) 安定的なマクロ経済運営と活力を生む税制・社会保障制度の確立等

イノベーションを創出する研究開発システム（例）

○戦略的創造研究推進事業

（社会ニーズに対応した技術シーズの創出）

- ・ C R E S T：インパクトの大きなイノベーションのシーズ創出
チームを編成し、研究を実施
- ・ さきがけ：未来のイノベーションのシーズ創出
研究領域を定め、研究総括のもとで研究者が研究を推進
- ・ E R A T O：イノベーションをもたらす科学技術の新領域の創出
研究総括が定めた研究領域のもとに、研究者を結集し研究を推進

○革新技术開発研究事業

（次代の産業の未来を切り拓き、新たな発展基盤を築く革新性の高い独創的な技術開発の推進）

○社会技術研究開発事業

（社会の諸問題の解決に向け、自然科学と人文・社会科学の知識を活用し、現実社会の問題解決に資する。）

○産学連携・技術移転関連事業

（研究成果の社会還元を促進するため、技術移転の総合的支援、大学等の最先端あるいは独創的研究成果の産学共同によるイノベーション創出、実用化への展開、地域のシーズを発掘して企業化する 等）

3. 知的財産システムの構築

日本における知的財産政策は、2002年（平成14年）我が国の産業競争力低下と知的創造サイクルの確立の必要性等の課題を克服するため、創造戦略、保護戦略、活用戦略、人的基盤の充実を実現に向けた戦略として、知的財産をもとに製品やサービスの高付加価値化を進め経済社会の活性化を図る「知的財産立国」をめざす「知的財産戦略大綱」が、知的財産戦略会議で決定されて我が国の知的財産政策の基本方針として位置づけられ、大綱に基づく「知的財産基本法」が定められ、内外の社会経済情勢の変化に対応した我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、平成15年3月、内閣に知的財産戦略本部を設置された。これらの体制の下、技術開発の成果に対する知的財産戦略本部が策定した知的財産推進計画に基づき、新技術、革新技术の創出に向け、生命科学、医・薬、材料等の多分野において、基礎的研究から応用研究・実用化研究の広い範囲を対象として研究開発を支援するため、各省庁、自治体をはじめとして産官の関係機関が有機的に連携しつつ、制度の整備・運営が図られ、研究者、技術者のオリジナリティをはじめとした知的財産権の保護の推進等に寄与している。

知的財産戦略会議

(設置：2002 年（平成 14 年・内閣総理大臣決裁）～2003 年）

我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化において重要な知的財産の戦略を樹立するため、内閣総理大臣、関係閣僚、有識者で構成され、内閣総理大臣が開催。



知 的 財 産 戦 略 大 綱

◎現状・課題

産業競争力の低下、知的創造サイクルの確立



◎戦 略

○創造戦略：知的財産の創出 等

○保護戦略：迅速な審査・審判 等

○活用戦略：知的財産の評価と活用 等

○人的基盤充実戦略：専門家の要請 等



◎知的財産立国の実現

経済・社会の活性化



知 的 財 産 基 本 法 (概要)

○ 目的

産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会の実現

○ 構成

総則、基本的施策、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画及び知的財産戦略本部の四章、33条

○ 定義

「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報

知的財産戦略本部

○ 目 的

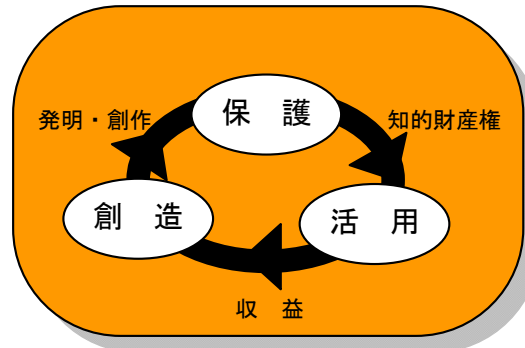
知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成

○ 構成等

知的財産基本法に基づき、設置され、内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣、知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する有識者で構成されている。事務は内閣官房が担当

知的創造サイクルを回して産業を活性化!!

知的創造サイクル



知的財産権の種類

創作意欲を促進

信用の維持

知的創造物についての権利

特許権 (特許法)	○発明を保護 ○出願から 20 年（一部 25 年に延長）
実用新案権 (実用新案法)	○物品の形状等の考案を保護 ○出願から 10 年
意匠権 (意匠法)	○物品のデザインを保護 ○登録から 20 年
著作権 (著作権法)	○文芸、学術、美術、音楽、プログラム ○創作時から死後 50 年（法人は公表後 50 年、映画は公表後 70 年）
回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)	○半導体集積回路の回路配置の利用を保護 ○登録から 10 年
育成者権 (種苗法)	○植物の新品種を保護 ○登録から 25 年（樹木 30 年）
(技術上、営業上の情報)	
営業秘密 (不正競争防止法)	○ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

営業標識についての権利

商標権 (商標法)	○商品・サービスに使用するマークを保護 ○登録から 10 年（更新あり）
商号 (会社法、商法)	○商号を保護
商品等表示・商品形態 (不正競争防止法)	【以下の不正競争行為を規制】 ○混同惹起行為 ○著名表示冒用行為 ○形態模倣行為（販売から 3 年） ○ドメイン名の不正取得等 ○誤認惹起行為

産業財産権

(注) 知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を産業財産権といいます。

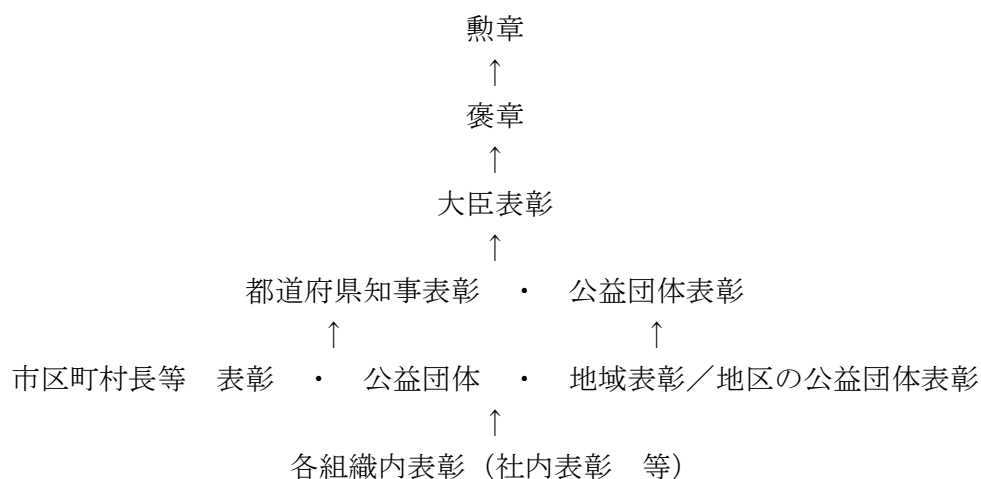
(特許庁ホームページより引用)

IV. 研究者・技術開発者に対する顕彰

1. 顕彰制度

日本においては、個人の功績を評価し、顕彰する勲章、褒章等の国の栄典制度があり、これを頂点とした形で、各省庁等の政府機関が所管する分野ごとに行う大臣表彰等、地域における功績を顕彰する各都道府県で行われている知事表彰、あるいは市区町村長表彰等がある。また、財団法人、社団法人、新聞社等の報道機関などの公益性を有した団体が、特定の分野を対象とした表彰がある。これらの表彰には、文化財保護、環境保全、交通安全、人命救助、地域活動、産業の振興、教育支援、技術開発、学術上の発見等、社会貢献、地域振興、産業振興、学術振興、技術革新等、広範な分野の多岐にわたる活動においてそれぞれの立場・役割で活動された者を顕彰する表彰がある。

表彰制度・システム（概念）



◎ 勲章

1875年(明治8年)「勲章従軍記章制定ノ件」が公布され(現在の旭日章の基)、以降、1876年(明治9年)に菊花章、1888年(明治21年)に瑞宝章と宝冠章、また、1937年(昭和12年)には文化勲章が制定され、2003年(平成15年)の改正を経て、現在に至っており、国家又は公共に対して功労のあった者を表彰している。

〔種類〕

旭日章

瑞宝章

文化勲章：文化の発達に関し特に顕著な功績のある方

◎ 褒章

1881年(明治14年)「褒章条例」公布により、藍綬褒章等が制定されたのが始まりで、以降、1918年(大正7年)紺綬褒章、1955年(昭和30年)黄綬褒章と紫綬褒章が制定され、2003年(平成15年)の改正を経て、現在に至っており、次に掲げる功労のあった者を表彰している。

〔種類〕

黄綬褒章：業務に精励し衆民の模範である方

紫綬褒章：学術、芸術上の発明、改良、創作に関して事績の著しい方

藍綬褒章：公衆の利益を興した方又は公同の事務に尽力した方

紺綬褒章：公益のため私財を寄附した方等

その他

◎ 内閣総理大臣表彰

国民栄誉賞

広く国民に敬愛され、社会に明るい希望を与えることに顕著な業績があった個人。1977年(昭和52年)創設。

内閣総理大臣顕彰

個人及び団体を顕彰。1966年(昭和41年)創設(内閣総理大臣決定)

野口英世アフリカ賞

アフリカに関する医学研究及び医療活動を顕彰することにより、アフリカでの感染症等の疾病対策の推進に資し、もって人類の繁栄と世界の平和に貢献することを目的として、2006年(平成18年)創設(閣議決定)され、日本で開催されるアフリカ開発会議(TICAD)の際に授与(5年毎)。第1回は、2008年5月28日(TICAD IVの初日)。

みどりの学術賞

国内において植物、森林、緑地、造園、自然保護等に係る研究、技術の開発その他「みどり」に関する学術上の顕著な功績のあった個人を対象として、2008年(平成19年)創設(内閣総理大臣決定)され、「みどりの式典」で表彰。

◎ 大 臣 表 彰

各省大臣、国務大臣が、担当する関係分野を対象として、功績のあった者、団体等を表彰

◎ 地方公共団体における表彰

都道府県、市区町村が、地域社会における活動等において、功績のあった者、団体等を表彰、

◎ 団体等による表彰

社団法人、財団法人等の公益団体、企業が、環境活動、地域振興、技術開発等、対象分野を定めて、功績のあった者を表彰

2. 研究・技術開発に携わる者に対する表彰

日本における研究者・技術者に対する表彰は、前述の顕彰制度が適用されている。技術開発・革新を担う研究者・技術者に対する表彰は、研究・技術開発に対する社会的評価であり、研究者・技術者の研究・開発に対するインセンティブの保持に寄与するものである。

研究者・技術者の表彰に際しては、研究、技術開発成果について、オリジナリティ、進歩性などの学術的観点、及び技術革新へのインパクト、経済効果などの産業・経済的観点及び利便性・安全性の向上、環境の改善・保持等の社会的観点等、国民生活の向上あるいは社会経済的インパクトを多角的に評価する。また、現代の研究・技術開発が、多くの研究者・技術者がチームを構成して組織的に行われる場合の多いことをふまえ、表彰対象となる研究者・技術者のそれら成果における役割等について、論文・特許等の客観的データにより評価し、公正さを損なわないよう専門家を含めた産学官の有識者から構成される多角的視点を持った委員会で検討されている。

研究・技術開発に関する表彰においては、研究者・技術者を表彰する場合とその研究・開発チーム等の組織を対象とする場合がある。組織を表彰することとは、研究・技術開発に関係した者全てが評価されることであり、同時に研究者・技術者にとって最重要ともいえる知的財産権をはじめとした権利を守ることにつながり、研究・技術開発に対する意欲の継続に寄与している。

研究者・技術者の表彰においては、他の表彰と同様、所属する組織・団体が推薦機関となるが、推薦機関は、当該成果・受賞候補者についての評価に客観性、社会的信頼性を付加する必要性が生じる。このため、推薦機関が候補者の推薦にあたっては、これら表彰を組み合わせ、関係団体の表彰、各省庁の大臣表彰、国家表彰の順で受賞する段階的な候補者の推薦等、合理的な成果及び受賞候補者に対する評価を経る、効果的な受賞候補者の推薦システムが用いられている。

研究・技術開発に関する表彰

◎ 勲章

- ・大勲位菊花章 他
- ・文化勲章

◎ 褒章

- ・紫綬褒章：学術、芸術上の発明、改良、創作に関して事績の著しい方
- ・藍綬褒章：公衆の利益を興した方又は公同の事務に尽力した方
- ・黄綬褒章：業務に精励し衆民の模範である方

◎ 科学技術分野の文部科学大臣賞

我が国の社会・経済、国民生活の発展向上等における最近の科学技術上の成果を顕彰するとともに、その成果に対する功績が顕著な者、あるいはグループを表彰する。

種類：・科学技術特別賞：

科学技術に関し、特に優れた研究開発成果、国民の関心及び理解の増進に著しく寄与する活動、顕著な研究業績を挙げた個人又はグループを対象として、文部科学省において選出する。公募は行わない。

・科学技術賞：

我が国の社会経済、国民生活の発展向上等に寄与する画期的な研究開発若しくは発明、あるいは科学技術の理解増進に貢献、等、科学技術に関わる広範な分野での功績について、個人、または団体を顕彰

開発部門、研究部門、科学技術振興部門、技術部門、理解増進部門の 5 つの部門がある。

・若手科学者賞：

萌芽的な研究、独創的視点に立った研究等、高度な研究開発能力を示す顕著な研究業績を挙げた若手研究者個人

・創意工夫功労者賞：

優れた創意工夫によって職域における科学技術の進歩又は改良に寄与した個人又はグループ

・創意工夫育成功労学校賞：

小・中学生の科学技術に関する創意工夫の育成に顕著な成果を収めた学校

◎ 地方公共団体における表彰

都道府県は、不定期なものも含め、独自の表彰制度の中で、研究・技術開発分野での表彰を行っている。

◎ 団体等における表彰

・(社)発明協会

全国発明表彰：優れた発明・意匠であるとともに高い経済社会的効果をもたらした成果を対象として、発案者及び創作者を表彰

(実施、奨励した者も表彰)

恩賜発明賞、内閣総理大臣発明賞、文部科学大臣発明賞、経済産業大臣発明賞、経済団体連合会会長発明賞、等



平成20年度 全国発明表彰式

全日本学生児童発明くふう展：全国の児童学生を対象として表彰

恩賜記念賞、内閣総理大臣賞、文部科学大臣賞、
経済産業大臣賞、等



平成20年度全日本学生児童発明くふう展で入賞作品の
説明をお聞きになる常陸宮殿下，同妃殿下

他に、地方発明表彰、各都道府県の発明表彰、児童学生を対象とした表彰

◎ (財)新技術開発財団

- ・市村産業賞；日本の産業分野の発展に貢献した優れた国産技術を開発した者・グループを事業経営者とともに表彰
(本賞（1件）、功績賞（数件）、貢献賞）

- ・市村学術賞：大学等、研究機関における研究で、学術分野の進展に貢献し、実用化の可能性のある成果を挙げた技術研究者またはグループ
(本賞(1件)、功績賞(数件)、貢献賞)

◎ (財)大河内記念財団

- ・大河内記念賞：わが国の生産工学、生産技術の研究開発、及び高度生産方式の実施等に関する顕著な功績を挙げた個人、グループを表彰
(大河内記念賞(1件)、大河内記念技術賞(数件)、大河内記念生産特賞(1件)、大河内記念生産賞(数件))

◎ (財)国際科学技術財団

- ・日本国際賞：科学技術において、独創的・飛躍的な成果を挙げ、科学技術の進歩に大きく寄与した個人を表彰(国籍不問)。
各回の表彰対象分野は、委員会で定めた2分野。
本表彰は、閣議了解に基づく。

上記の他、学会等の学術団体、各種工業会等の産業関係団体、新聞社等が主催する表彰制度が多数ある。

表彰審査における考え方(例)

○ 開発／研究の効果

- ・国民生活への寄与、社会への寄与
 - 安全性の向上：耐震化技術、防犯技術、交通制御技術 等
 - 生活の質の向上：医療診断／治療技術、空調システム、低公害化技術 等
 - 利便性の向上：食品冷凍／解凍技術、新交通システム 等
 - 環境の保持：低公害化技術、環境浄化技術
- ・経済への寄与
 - 経済の活性化(個人所得の向上)：革新的新製品、新幹線 等
 - 技術の高度化：省エネ化、低コスト生産技術、等

○ 成果に対する評価

- 従来技術との差：速度、エネルギー効率、コスト
- 技術の汎用性
- 産業／社会に対するインパクト：新幹線による作業効率の向上 等
- 社会／生活者のニーズ：充足感、満足度

○ 開発者／グループに対する評価

- 誰が開発者か：原理は、→ 具現化の発端は、→ 実現のためのハードルは、→
解決方策は

◎ 開発関係者間の公平性(公正な評価)

- 表彰：開発者 or グループ or 代表者の表彰(育成功労)を表彰
開発者／グループの処遇

特 許 庁

©2009

執筆協力：(独)日本原子力研究開発機構
東京事務所 副所長 奥津 光